

令和 3 年 7 月 6 日

第 4 回南知多町議会臨時会会議録

## 1 議 事 日 程

7 月 6 日

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

## 2 会議に付した事件

日程第 1 及び日程第 2 の各事件

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 副議長の選挙

追加日程第 5 常任委員会委員の選任について

追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 7 発議第 2 号 議会広報特別委員会の設置について

追加日程第 8 発議第 3 号 地域公共交通対策特別委員会の設置について

追加日程第 9 知多南部衛生組合議会議員の選挙

追加日程第 10 知多南部消防組合議会議員の選挙

追加日程第 11 知多南部広域環境組合議会議員の選挙

追加日程第 12 提出案件の概要説明

追加日程第 13 報告第 6 号 専決処分報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（篠島地区内における車両損傷事故））

追加日程第 14 議案第 53 号 監査委員の選任同意について

追加日程第 15 議案第 54 号 監査委員の選任同意について

追加日程第 16 議案第 55 号 南知多町個人情報保護条例及び南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第 17 議案第 56 号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について

追加日程第 18 閉会中の継続審査（調査）について

### 3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	森	宏子	2番	山本	優作
3番	鈴木	浩二	4番	片山	陽市
5番	小嶋	完作	6番	内田	保
7番	石垣	菊蔵	8番	服部	光男
9番	藤井	満久	10番	吉原	一治
11番	榎戸	陵友	12番	石黒	充明

欠席議員 (なし)

### 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	滝本恭史	総務課長	内田純慈
防災危機管理室長	石黒俊光	税務課長	神谷和伸
企画財政課長	滝本功	まちづくり推進室長	高田順平
建設経済部長	鈴木淳二	建設課長	山本剛
産業振興課長	奥川広康	水道課長	坂本有二
厚生部長	大岩幹治	住民福祉課長	宮地利佳
保険年金室長	山下忠仁	健康介護課長	田中直之
健康子育て室長	相川和英	環境課長	富田和彦
教育長	高橋篤	教育部長	鈴木茂夫
学校教育課長	鈴木和芳	社会教育課長	森崇史
学校給食センター所長	山本剛資	会計管理者兼会計課長	山本有里

### 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保美保	主査	小坂有一
--------	-------	----	------

[ 開会 9時30分 ]

○議会事務局長（大久保美保君）

皆さん、おはようございます。

本日の臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。本日出席議員中、石黒充明議員が最年長でありますので、臨時議長として御紹介させていただきます。

石黒充明議員、恐れ入りますが議長席へお着き願います。

（臨時議長 議長席に着席）

○臨時議長（石黒充明君）

皆さん、おはようございます。

ただいま事務局長から紹介をいただきました石黒充明です。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を務めさせていただきますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、町長より挨拶をお願いします。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに臨時町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては、全員の出席を賜りまして、深く感謝申し上げます。

皆様におかれましては、さきの南知多町議会議員一般選挙におきまして、御当選の栄冠を得られ、めでたく町議会議員に就任されました。心よりお祝い申し上げます。

さて、本町では、今年度から第7次南知多町総合計画をスタートさせています。総合計画で示す南知多町の将来イメージは「絆・選ばれる理由があるまち」でございます。そして、まちづくりの基本理念は「暮らし続けられるまちを“あなた”とつくる」でありまして、大切なあなたと力を合わせ、私たちの町の未来へと続く道を力強く突き進んでいく所存でございます。

議員の皆様には、本町の行政運営に関しまして、格別の御指導と御鞭撻をお願い申し上げますとともに、地域の発展、住民の福祉向上のため、御尽力とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上で冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○臨時議長（石黒充明君）**

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回南知多町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

**日程第1 仮議席の指定**

**○臨時議長（石黒充明君）**

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

この後、総務課長及び企画財政課長以外の課室長の皆さんには退席をしていただきます。

なお、日程第12の提出議案から関係課室長の再入場をしていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、各課室長の退席を願います。

（各課室長 退場）

---

**日程第2 議長の選挙**

**○臨時議長（石黒充明君）**

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

直ちに議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は12名であります。

ここで立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に森宏子議員及び榎戸陵友議員を指名しますので、よろしく申し上げます。

これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

以上をもって投票を終了いたします。

これより開票を行います。

森宏子議員、榎戸陵友議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、出席議員数に符合いたしております。

投票総数のうち、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、石垣菊蔵議員 8 票、榎戸陵友議員 2 票、服部光男議員 1 票、内田保議員 1 票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、石垣菊蔵議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま議長に当選されました石垣菊蔵議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで議長に当選されました石垣菊蔵議員の御挨拶をお願いします。

石垣議長。

**○新議長（石垣菊蔵君）**

失礼します。ただいま議長の選挙におきまして、栄誉を賜りました。身に余る光栄であり、議員の皆様のお支援、御厚情に心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後は議長として、議会の円滑な運営に全力を掲げて取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、執行部の皆様におかれましては、格段の御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げます。簡単粗辞ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

**○臨時議長（石黒充明君）**

これをもって臨時議長の職務は終了いたしました。御協力ありがとうございました。石垣菊蔵議長、議長席にお着き願います。

（新議長 議長席に着席）

---

**追加日程第1 議席の指定**

**○議長（石垣菊蔵君）**

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

議員の議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

**○議会事務局長（大久保美保君）**

それでは、御指名によりまして朗読させていただきます。

1番、森宏子議員、2番、山本優作議員、3番、鈴木浩二議員、4番、片山陽市議員、5番、小嶋完作議員、6番、内田保議員、7番、石垣菊蔵議員、8番、服部光男議員、9番、藤井満久議員、10番、吉原一治議員、11番、榎戸陵友議員、12番、石黒充明議員。

以上でございます。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ただいま朗読したとおり、本議席を指定いたします。

---

## 追加日程第2 会議録署名議員の指名

### ○議長（石垣菊蔵君）

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、森宏子議員、2番、山本優作議員を指名いたします。

---

## 追加日程第3 会期の決定

### ○議長（石垣菊蔵君）

追加日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

---

## 追加日程第4 副議長の選挙

### ○議長（石垣菊蔵君）

追加日程第4、これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は12名であります。

ここで立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に森宏子議員、石黒充明議員を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いいたします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

以上をもって投票を終了いたします。

開票を行います。

森宏子議員、石黒充明議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、出席議員数に符合いたしております。

投票総数のうち、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、鈴木浩二議員10票、内田保議員2票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、鈴木浩二議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま当選されました鈴木浩二議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで副議長に当選されました鈴木浩二議員の御挨拶をお願いいたします。

#### ○新副議長（鈴木浩二君）

ただいま選挙で選ばれた鈴木浩二でございます。

若輩者ではございますが、日々皆様の御指導をいただきまして、日々研さんを積んで議長のサポートをしっかりしていきたいと思っておりますので、皆様、よろしくお願

いたします。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ここで暫時休憩をいたします。

再開は後ほど連絡します。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので御協力をお願いいたします。

[ 休憩 10時10分 ]

[ 再開 10時16分 ]

**○議長（石垣菊蔵君）**

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**追加日程第5 常任委員会委員の選任について**

**○議長（石垣菊蔵君）**

追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名いたします。

事務局長より発表いたします。

事務局長。

**○議会事務局長（大久保美保君）**

それでは、御指名いただきましたので、常任委員会委員を発表させていただきます。

まず、総務建設常任委員会委員、石黒充明議員、吉原一治議員、服部光男議員、小嶋完作議員、鈴木浩二議員、山本優作議員の以上6名でございます。

次に、文教厚生常任委員会委員、榎戸陵友議員、藤井満久議員、石垣菊蔵議員、内田保議員、片山陽市議員、森宏子議員の6名でございます。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ただいまの発表のとおり、それぞれ指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

## 追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

### ○議長（石垣菊蔵君）

追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名いたします。

事務局長より発表いたします。

事務局長。

### ○議会事務局長（大久保美保君）

御指名いただきましたので、委員の方を発表させていただきます。

議会運営委員会委員に小嶋完作議員、片山陽市議員、鈴木浩二議員、山本優作議員、以上でございます。

### ○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの発表のとおり、それぞれ指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

---

## 追加日程第7 発議第2号 議会広報特別委員会の設置について

### ○議長（石垣菊蔵君）

追加日程第7、発議第2号 議会広報特別委員会の設置についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小嶋完作議員。

### ○5番（小嶋完作君）

発議第2号 議会広報特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

南知多町議会に特別委員会を設置するため、南知多町議会委員会に関する条例第4条及び南知多町議会の会議に関する規則第13条の規定により提出するものであります。

提出者は、私、小嶋完作をはじめ議会運営委員会委員の皆さんであります。

提案理由といたしまして、議会の活動状況を広く住民に周知することにより、住民の議会と町政に対する理解を深める必要があるためであります。

特別委員会の設置について。

特別委員会の名称は、議会広報特別委員会。特別委員会の設置目的は、議会だよりを発行し、議会の活動状況を広く住民に周知することにより、住民の議会と町政に対する理解を深める。

なお、本委員会は、その目的達成のため、議会閉会中も継続して議会だより編集について調査研究を行うものとする。

特別委員会の委員定数は4名。

以上のとおりでありますので、御賛同のほどよろしくお願いします。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これより発議第2号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名いたします。

事務局長より発表いたします。

事務局長。

#### ○議会事務局長（大久保美保君）

それでは、御指名いただきましたので、議会広報特別委員会委員を発表させていただきます。

きます。

榎戸陵友議員、服部光男議員、山本優作議員、森宏子議員、以上でございます。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ただいま発表のとおり、それぞれ指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

---

**追加日程第 8 発議第 3 号 地域公共交通対策特別委員会の設置について**

**○議長（石垣菊蔵君）**

追加日程第 8、発議第 3 号 地域公共交通対策特別委員会の設置についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小嶋完作議員。

**○5 番（小嶋完作君）**

発議第 3 号 地域公共交通対策特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

南知多町議会に特別委員会を設置するため、南知多町議会委員会に関する条例第 4 条及び南知多町議会の会議に関する規則第 13 条の規定により提出するものであります。

提出者は、私、小嶋完作をはじめ議会運営委員会委員の皆さんであります。

提案理由といたしまして、本町の公共交通は、定住・安心・交流の観点からその利便性を維持・活性化することは重要な課題であり、本議会においてもよりよい整備案を調査研究をし、関係機関に提言する必要があるためであります。

特別委員会の設置について。

特別委員会の名称は、地域公共交通対策特別委員会。特別委員会の設置目的は、地域公共交通の維持、活性化のための調査研究と関係機関への提言を行うことにより、その利便性を図る。

なお、本委員会は、その目的達成のため議会閉会中も継続して調査研究を行うものとする。

特別委員会の委員定数は12名以内。

以上のとおりでありますので、御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これより発議第3号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました地域公共交通対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名いたします。

本特別委員会委員に議員全員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議員全員を地域公共交通対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

議員控室へお集まりください。再開は後ほど連絡いたします。

〔 休憩 10時27分 〕

〔 再開 10時37分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各委員会の正・副委員長の互選が行われ、各委員長より報告がありましたので、その結果を事務局長より報告させます。

事務局長。

#### ○議会事務局長（大久保美保君）

それでは、御指名によりまして各委員会の委員長及び副委員長を報告させていただきます。

総務建設常任委員会委員長、山本優作議員。副委員長、石黒充明議員。

文教厚生常任委員会委員長、片山陽市議員。副委員長、榎戸陵友議員。

議会運営委員会委員長、小嶋完作議員。副委員長、片山陽市議員。

議会広報特別委員会委員長、榎戸陵友議員。副委員長、山本優作議員。

地域公共交通対策特別委員会委員長、山本優作議員。副委員長、石黒充明議員。

以上でございます。

---

#### 追加日程第9 知多南部衛生組合議会議員の選挙

##### ○議長（石垣菊蔵君）

追加日程第9、知多南部衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

知多南部衛生組合議会議員に鈴木浩二議員、片山陽市議員、榎戸陵友議員、そして私、石垣菊蔵を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を知多南部衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が知多南部衛生組合

議会議員に当選されました。

当選者各位に会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

#### 追加日程第10 知多南部消防組合議会議員の選挙

##### ○議長（石垣菊蔵君）

追加日程第10、知多南部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

知多南部消防組合議会議員に鈴木浩二議員、山本優作議員、石黒充明議員、私、石垣菊蔵を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を知多南部消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が知多南部消防組合議会議員に当選されました。

当選者各位に会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

#### 追加日程第11 知多南部広域環境組合議会議員の選挙

##### ○議長（石垣菊蔵君）

追加日程第11、知多南部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

知多南部広域環境組合議会議員に鈴木浩二議員、片山陽市議員、私、石垣菊蔵を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名を知多南部広域環境組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名が知多南部広域環境組合議会議員に当選されました。

当選者各位に会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は後ほど連絡いたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので御協力をお願いいたします。

[ 休憩 10時45分 ]

[ 再開 10時51分 ]

#### ○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 追加日程第12 提出案件の概要説明

#### ○議長（石垣菊蔵君）

追加日程第12、提出案件の概要説明を求めます。

町長。

#### ○町長（石黒和彦君）

提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日、臨時議会で御審議いただきます町提出案件は、専決処分の報告について1件、監査委員の選任同意についてをはじめ4議案であります。

報告第6号の専決処分の報告につきましては、篠島地区内で発生した車両損傷事故に

つきまして、損害賠償の額を決定し和解をすることにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第53、54号の監査委員の選任同意につきましては、識見を有する監査委員の任期が7月10日に任期満了となり、また議会選出の監査委員の任期が6月29日に任期満了となっていますので、識見を有する監査委員と議会選出の監査委員、それぞれ1名の選任同意をお願いするものであります。

議案第55号の南知多町個人情報保護条例及び南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例及び議案第56号の南知多町手数料条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和3年9月1日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御同意賜りますようお願い申し上げます。御挨拶と提出案件の概要説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提出案件の概要説明を終わります。

---

追加日程第13 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（篠島地区内における車両損傷事故））

○議長（石垣菊蔵君）

追加日程第13、報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（篠島地区内における車両損傷事故））についての件を議題といたします。

報告を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

報告第6号、専決処分の報告について御説明いたします。

2枚目をお願いいたします。

専決第10号は、南知多町大字篠島地区内で発生した車両損傷事故について、損害賠償

の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る令和3年6月9日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

1の損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、令和3年1月26日午後4時20分頃、南知多町大字篠島字浦磯地内において、相手方に勤務する運転手が高所作業車で町道9072号線を南向きに走行していたところ、左前輪が道路側溝の鋼製蓋を跳ね上げ、油圧オイルタンクが破損したものであります。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は33万7,862円で、和解の内容は、相手方に対しまして、事故に係る高所作業車の修理代の一部として損害総額の90%分を支払ったものでございます。

今後におきましても、道路施設の安全管理に十分心がけ、再発防止に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって報告を終了いたします。

---

追加日程第14 議案第53号 監査委員の選任同意について

追加日程第15 議案第54号 監査委員の選任同意について

○議長（石垣菊蔵君）

追加日程第14、議案第53号 監査委員の選任同意について、追加日程第15、議案第54号 監査委員の選任同意についての2件は、関連がありますので一括議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、藤井満久議員の退席を求めます。

（9番 藤井満久君 退場）

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第53号、54号、監査委員の選任同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、普通地方公共団体の長が議会の同意を得まして、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者及び議員のうちから選任することとなっております。

このほど識見を有する者として選任した竹内友幸さんが令和3年7月10日をもって4年間の任期が満了となります。また、議員のうちから選任した石黒充明さんにおかれましては、令和3年6月29日の議員任期で満了となりました。

つきましては、議案第53号、識見を有する監査委員には、元名古屋国税局職員で、現在は武豊町において税理士として開業されております竹内友幸さんを引き続きお願いするものであります。任期は、令和3年7月11日から令和7年7月10日までの4年間であります。

また、議案第54号、議員のうちから選任する監査委員には、平成25年6月以来、南知多町議会議員として活躍されています藤井満久さんを新たにお願いするものであります。議員のうちから選任する監査委員の任期は、議員の任期によることとなっております。

以上で提出理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これより第53号の件を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。本件はこれに同意することに決定されました。

次に、議案第54号の件を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。

除斥者は復席してください。

(9番 藤井満久君 入場・復席)

---

追加日程第16 議案第55号 南知多町個人情報保護条例及び南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

追加日程第16、議案第55号 南知多町個人情報保護条例及び南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、議案第55号 南知多町個人情報保護条例及び南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

まず、1の改正の理由であります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下「番号利用法」といいます、が改正され、令和3年9月1日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

次に、2の改正の主な理由であります。

番号利用法が改正され、新しく第19条第4号が追加されることにより、引用条項のずれが生じるため改めるものです。

(1)の南知多町個人情報保護条例の改正は、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改めるものであり、第36条関係であります。

(2)の南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正は、「第19条第10号」を「第19条第11号」に改めるものであり、第1条及び第5条第1項関係であります。

3の施行期日は、令和3年9月1日であります。

また、提案理由の説明の次に、この条例の新旧対照表をつけておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（石垣菊蔵君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、委員会付託、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これより議案第55号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**追加日程第17 議案第56号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について**

**○議長（石垣菊蔵君）**

追加日程第17、議案第56号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第56号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書を御覧ください。

1の改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下「番号利用法」といいます、が改正され、令和3年9月1日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、番号利用法が改正され、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構、以下「J-LIS」といいます、であることが明確化されるとともに、J-LISが個人番号カードの発行に関し手数料を徴収することができる旨が規定されるため、個人番号カード再交付手数料の規定を削除するもので、別表第1関係であります。

3の施行期日は、令和3年9月1日であります。

次のページに別表第1の新旧対照表を添付してありますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これより議案第56号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第18 閉会中の継続審査（調査）について

##### ○議長（石垣菊蔵君）

閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から、所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

---

##### ○議長（石垣菊蔵君）

以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和3年第4回南知多町議会臨時会を閉会いたします。

〔 閉会 11時09分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

臨時議長 石黒充明

議長 石垣菊蔵

署名議員 森宏子

署名議員 山本優作